

○ 特定目的会社の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十四号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（関係当事者との取引に関する注記）</p> <p>第五十八条 「略」</p> <p>2 関係当事者との間の取引のうち次に掲げる取引については、前項に規定する注記を要しない。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 取締役、会計参与又は監査役（以下「役員」という。）に対する報酬等（法第八十四条第一項に規定する報酬等をいう。以下同じ。）の給付</p> <p>〔三・四 略〕</p> <p>〔3・4 略〕</p> <p>（事業報告の内容）</p>	<p>（関係当事者との取引に関する注記）</p> <p>第五十八条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 取締役、会計参与又は監査役（以下この条において「役員」という。）に対する報酬等（法第八十四条第一項、第八十六条第三項において準用する会社法第三百七十九条及び法第八十九条第一項に規定する報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として特定目的会社から受ける財産上の利益をいう。以下同じ。）をいう。）の給付</p> <p>〔三・四 同上〕</p> <p>〔3・4 同上〕</p> <p>（事業報告の内容）</p>

第六十三条 事業報告は、前条に規定する事項のほか、次に掲げる事項をその内容としなければならない。

一 「略」

二 特定目的会社の役員に関する事項

二の二 特定目的会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項

「三・四 略」

(特定目的会社の役員に関する事項)

第六十五条 第六十三条第二号に規定する「特定目的会社の役員に関する事項」とは、次に掲げる事項とする。

一 特定目的会社の役員(直前の定時社員総会の終結の日の翌日以降に在任していた者に限る。次号、第三号及び第七号並びに第六十九条第五項第三号において同じ。)の氏名(会計参与にあつては、氏名又は名称)

二 「略」

三 特定目的会社の役員(取締役又は監査役に限る。)と当該特定目的会社との間で補償契約(法第九十六条の二において準用する会社法第四百三十条の二第一項に規定する補償契約をいう。以下同じ。)を締結しているときは、次に掲げる事項

イ 当該役員の氏名

ロ 当該補償契約の内容の概要(当該補償契約によって当該役員

第六十三条 「同上」

一 「同上」

二 特定目的会社の役員(直前の定時社員総会の終結の日の翌日以降に在任していた者であつて、当該事業年度の末日までに退任した者を含む。以下この章において同じ。)に関する事項

「号を加える。」

「三・四 同上」

(特定目的会社の役員に関する事項)

第六十五条 「同上」

一 特定目的会社の役員の氏名(会計参与にあつては、氏名又は名称)

二 「同上」

三 削除

の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）

三の二 当該特定目的会社が役員（取締役又は監査役に限り、当該事業年度の前事業年度の末日までに退任した者を含む。次号において同じ。）に対して補償契約に基づき法第九十六条の二において準用する会社法第四百三十条の二第一項第一号に掲げる費用を補償した場合において、当該特定目的会社が、当該事業年度において、当該役員が同号の職務の執行に関し法令の規定に違反したこと又は責任を負うことを知ったときは、その旨

三の三 当該特定目的会社が役員に対して補償契約に基づき法第九十六条の二において準用する会社法第四百三十条の二第一項第二号に掲げる損失を補償したときは、その旨及び補償した金額

〔四〇九 略〕

（特定目的会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項）

第六十五条の二 第六十三条第二号の二に規定する「特定目的会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項」とは、当該特定目的会社が保険者との間で役員等賠償責任保険契約（法第九十六条の二において準用する会社法第四百三十条の三第一項に規定する役員等賠償責任保険契約をいう。）を締結しているときにおける次に掲げる事項とする。

- 一 当該保険者の氏名又は名称
- 二 当該役員等賠償責任保険契約の被保険者の範囲

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔四〇九 同上〕

〔条を加える。〕

三 当該役員等賠償責任保険契約の内容の概要（被保険者が実質的に保険料を負担している場合にあつてはその負担割合、填補の対象とされる保険事故の概要及び当該役員等賠償責任保険契約によつて被保険者である役員等（法第九十四条第一項に規定する役員等をいい、当該特定目的会社の役員等に限る。）の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつてはその内容を含む。）

（会計参与設置会社の特則）

第六十七条の二 特定目的会社が当該事業年度の末日において会計参与設置会社（法第四条第二項第四号に規定する会計参与設置会社をいう。）である場合には、次に掲げる事項を事業報告の内容としなければならぬ。

- 一 会計参与と当該特定目的会社との間で補償契約を締結しているときは、次に掲げる事項
 - イ 当該会計参与の氏名又は名称
 - ロ 当該補償契約の内容の概要（当該補償契約によつて当該会計参与の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）
- 二 当該特定目的会社が会計参与（当該事業年度の前事業年度の末日までに退任した者を含む。次号において同じ。）に対して補償契約に基づき法第九十六条の二において準用する会社法第四百三十条の二第一項第一号に掲げる費用を補償した場合において、当

「条を加える。」

該特定目的会社が、当該事業年度において、当該会計参与が同号の職務の執行に関し法令の規定に違反したこと又は責任を負うことを知ったときは、その旨

三 当該特定目的会社が会計参与に対して補償契約に基づき法第九十六条の二において準用する会社法第四百三十条の二第一項第二号に掲げる損失を補償したときは、その旨及び補償した金額

(会計監査人設置会社の特則)

第六十八条 特定目的会社が当該事業年度の末日において会計監査人設置会社である場合には、次に掲げる事項を事業報告の内容としなければならぬ。

「一〇六 略」

七 会計監査人と当該特定目的会社との間で補償契約を締結しているときは、次に掲げる事項

イ 当該会計監査人の氏名又は名称

ロ 当該補償契約の内容の概要（当該補償契約によつて当該会計監査人の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）

八 当該特定目的会社が会計監査人（当該事業年度の前事業年度の末日までに退任した者を含む。次号において同じ。）に対して補償契約に基づき法第九十六条の二において準用する会社法第四百三十条の二第一項第一号に掲げる費用を補償した場合において、当該特定目的会社が、当該事業年度において、当該会計監査人が

(会計監査人設置会社の特則)

第六十八条 「同上」

「一〇六 同上」

「号を加える。」

「号を加える。」

同号の職務の執行に関し法令の規定に違反したこと又は責任を負うことを知ったときは、その旨

九|| 当該特定目的会社が会計監査人に対して補償契約に基づき法第

九十六条の二において準用する会社法第四百三十条の二第一項第

二号に掲げる損失を補償したときは、その旨及び補償した金額

十|| 「略」

第七十条 「略」

「2・3 略」

4 提供計算書類等に表示すべき事項（注記表に係るもの又は事業報告に表示すべき事項（次に掲げるものを除く。）に限る。）に係る情報を、定時社員総会に係る招集通知を発出する時から定時社員総会の日から三箇月が経過する日までの間、継続して電磁的方法により社員が提供を受けることができる状態に置く措置（資産の流動化に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第二百二十八号。以下「施行規則」という。）第二百二十八条第一項第一号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置（公衆の用に供する電気送信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。次項において同じ。）を使用する方法によって行われるものに限る。第八項において同じ。）をとる場合における第二項の規定の適用については、当該事項につき同項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定

「号を加える。」

七|| 「同上」

第七十条 「同上」

「2・3 同上」

4 「同上」

<p>める方法により社員に対して提供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の定款の定めがある場合に限る。</p> <p>一 第六十四条第一項第四号、第五号、第七号及び第十号、第六十五条第一号から第五号まで、第六十五条の二各号、第六十七条の二各号並びに第六十八条第七号から第九号までに掲げる事項</p> <p>〔二・三 略〕</p> <p>〔5〕8 略</p>	<p>一 第六十四条第一項第四号、第五号、第七号及び第十号並びに第六十五条第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる事項</p> <p>〔二・三 同上〕</p> <p>〔5〕8 同上</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	